主....文

原決定を取消す。 相手方の本件検証物提示命令の申立を却下する。 検証物提示命令申立費用及び抗告費用は相手方の負担とする。

一 本件抗告の趣旨は主文第一、二項と同旨であり、抗告の理由は別紙(一)のとおりであり、これに対する相手方の意見は別紙(二)のとおりである。 一 当裁判所の判断

1 記録によれば、本件訴訟は、相手方が公務執行妨害罪の容疑で現行犯逮捕された際、逮捕にあたつた大阪府西成警察署警察官から暴行を受け腰椎横突起骨折等の傷害を負わされたとして、大阪府に対し国家賠償法一条一項に基づき損害賠償を請求するものであるところ、本件検証物提示命令の申立は、右逮捕後間もなく同署が刑訴法二一八条二項に基づき申立人の顔面を撮影した被疑者写真の原板(ネガフィルム)を検証のため受訴裁判所に提出することを求めるものである。

マルム)を検証のため受訴裁判所に提出することを求めるものである。 2 そこで検討するに、検証物提示義務は、証人義務と同様の公法上の一般的協力義務であるから、わが国の裁判権に服する者である以上、検証物所持者は、義務を負うのは当然であるが、右提示表の趣旨が類推適用されるものと解されるから、国又はも民訴法二七二条の趣旨が類推適用されるものと解されるから、国又はもるには、国家公務員法一〇〇条三項、地方公務員法三四条三項の趣旨にいも場合には、国家公務員法一〇〇条三項、地方公務員法三四条三項とはできないものとに持別な事情のないかぎり検証物の提示を拒絶することが同人の選示を担絶することができるものといわなければならない。

本件提示命令申立にかかる写真原板(以下、本件ネガフイルムともいう)は、相手方が公務執行妨害被疑事件により逮捕されて間もない時間に西成警察署においてその顔面を撮影した被疑者写真の原板であるが、記録によれば右被疑事件については不起訴処分とされたことが明らかであるから、本件申立は不起訴事件の捜査記録の公開を求めるものでもあるということができる。

ところで、捜査記録の公開の可否、及びその範囲については現行法上明確な規定はないが、捜査の密行性に照らして捜査記録はその性質上みだりに公開されるべきでないことはいうまでもないところであつて、刑訴法一九六条が捜査関係者に対して被疑者その他の者の名誉を害しないように、且つ捜査の妨げとならないように注意を促しているのもその趣旨に基づくものである。

そうだとすれば、同条の精神に照らして、被告事件の記録の公開に関する同法四七条の趣旨を被疑事件及び不起訴事件記録に類推適用することが可能であり、且つ妥当であるところ、同条は、公判開廷前の訴訟書類の非公開の原則を定め、「公益の必要その他の事由があつて相当と認められる場合」は例外として公開しうる旨を定めている。

〈要旨〉3 以上の諸点を勘案検討すると、結局、検証物の提示義務は公法上の一般的協力義務ではあるけれども、〈/要旨〉公益の必要その他特別の事情のあるときは免除されるものであると解されるのである。

提示命令を求める申立は失当であるといわねばならない。 三 以上のとおりであるから、相手方の本件検証物提示命令の申立は却下すべきであり、これと判断を異にする原決定は不相当であつて本件抗告は理由がある。 よつて原決定を取消したうえ、本件ネガフィルムに対する検証物提示命令の申立を却下することとし、本件申立費用及び抗告費用を相手方に負担させることとして主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 荻田健治郎 裁判官 岨野悌介 裁判官 渡邊雅文) 別 紙 (一) <記載内容は末尾 1 添付>